

令和5年

第14回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和5年第14回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和5年11月20日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和5年第13回（10月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第81号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第82号] 就学する学校の変更承認について

日程第7 [議案第83号] 令和5年度就学援助の認定について

日程第8 [議案第84号] 上天草市教育支援委員会への諮問について

日程第9 [議案第85号] 専決処分の報告について

日程第10 [議案第86号] 専決処分の報告について

日程第11 [議案第87号] 専決処分の報告について

日程第12 [議案第88号] 専決処分の報告について

日程第13 [議案第89号] 上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について

日程第14 [議案第90号] 上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規定の制定について

日程第15 [議案第91号] 上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第16 [議案第92号] 令和5年度上天草市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について

日程第17 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、藤田 慶（委員）、木村美矢子（委員）、千原めぶき（委員）
岩崎宏保（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、宮崎真司（学務課長）、谷上健作（教育審議員）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、瀬脇和弘（社会教育課長補佐）、渡辺龍也（学務係長）、桑原愛加（学務課主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長(岩崎宏保君) それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和5年第14回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありしております。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長(岩崎宏保君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、千原委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和5年第13回(10月定例会)会議録の承認について

○教育長(岩崎宏保君) 次に、日程第2「令和5年第13回(10月定例会)会議録の承認について」を議題といたします。皆様には、会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐(川本宜史君) 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いいたします。

○教育長(岩崎宏保君) よろしいですか。それではお諮りいたします。第13回(10月定例会)の教育委員会会議録については、承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長(岩崎宏保君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長(岩崎宏保君) 次に日程第3。「教育長諸般の報告」を行います。初めに10月下旬から教育委員の皆さんにも参加いただき、4校に学校訪問をいたしました。教良木小学校と松島中学校は、市教委による経営訪問、中南小学校は、熊本県天草教育事務所による総合訪問、今津小学校は研究発表会でした。どの学校も校舎内外の環境が整備され支持的風土が醸成された学級経営、信頼関係に基づいた先生と子どもたちの学びの場に参加をさせていただきました。知徳体ともにバランスよく育ていただいているのを大変ありがたく思っております。次に11月8日、校長人事異動説明会において、令和6年度の異動方針、市町村立教職員異動細則および事務手続き等が説明されました。人事異動は、組織の活性化を図るうえで重要な事柄です。本市の教育振興の為、学校と連携を図りながらより良き人事配置がなされるよう努めて参ります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。11月11日、上天草バザールに出席をいたしました。上天草高校の主催事業ですが、地元の松島中学校がオープニングで、水軍太鼓の演奏、キャリア教育、起業家教育の一環として物品販売を行いました。多くの方々からご協力をいただき、約1時間で物品は完売し、生徒たちは先生方と拍手をして喜んでおりました。当日の顧客を前にした小売体験とともに、これまでの準備作業をとおして多くを学んだと思います。次に、11月16日と17日には、天草郡市小中学校音楽会が天草市民センターホールで開催されました。今回で70回を迎える天草の歴史と伝統ある行事です。小学校は、登立小、姫戸小、龍ヶ岳小の3校です。中学校は、大矢野中、松島中、姫戸中、龍ヶ岳中の4校が出場をしました。私は、16日開催の分に参加しました。午前の部は、小学生、午後は中学生の発表でした。本市のどの学校、どの学級ともステージ上では緊張の面持ちでしたが、どこも素晴らしく大きな感動をもらうことができました。次に熊本県では、11月10日から12月10日までの1か月間を熊本県人権月間とし、県内各地で人権に関わる取り組みが開催されております。本市の事業であります、11月18日の人権講演会は皆さんにもお世話になりました。講師の今坂洋志氏から「性的マイノリティってご存じですか?」と題してお話を伺いました。LGB

T等に対する社会的関心が高まっているところですが、学校現場においては、文科省が2016年、教職員向けに性同一性障害や性的思考、性自認にかかる児童生徒に対するきめ細かな対応等について通知しました。詳しい内容は別の機会に譲りますが、現場で取り組むうえでの指針的な役割となります。最後になりますが、12月2日九州中学駅伝が天草市を会場に開催されます。大矢野中学校の男女が天草の地域枠の代表として出場する予定です。健闘を見守りたいと思います。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 教育長（岩崎宏保君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第81号」、日程第6「議案第82号」、日程第7「議案第83号」、日程第8「議案第84号」及び日程第17諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（岩崎宏保君） 異議なしと認め、「議案第81号」、「議案第82号」、「議案第83号」、「議案第84号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第81号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第5。議案第81号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第81号から議案第84号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第9 議案第85号 専決処分の報告について

- 教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第9。議案第85号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宮崎真司君） 議案書6ページをお願いします。議案第85号「専決処分の報告について」。教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告します。令和5年11月20日提出、上天草市教育長名。専決第27号「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。令和5年10月6日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき次のとおり決定するものです。令和5年10月19日専決、上天草市教育長名。7ページをご覧ください。「公文書開示請求書」です。請求者は、株式会社 帝国書院で、目的が教科書の研究のためです。次ページをお開きください。公文書開示決定通知になります。今回の内容は、令和6年度使用小学校教科用図書採択に伴う開示請求で、採択に関わる調査研究資料、採択協議会の会議録及び採択スケジュール等を開示しています。なお、備考欄に記載していますが、研究委員及び選定委員の名簿については、天草地区教科用図書採択協議会の申し合わせ事項により、今回の採択協議に支障をきたさないよう非公開としております。議案書6ページにお戻りください。提案理由といたしまして、令和5年10月6日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をいたしました。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、開示決定等の期限があるため、同規則

第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものです。ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第85号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第86号 専決処分の報告について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第10。議案第86号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書9ページをお願いします。議案第86号「専決処分の報告について」は、議案第85号と同様の公文書の開示請求に係る案件で、議案文書は同じでありますので、省略します。専決第28号「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。令和5年10月11日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき次のとおり決定するものです。令和5年10月23日専決、上天草市教育長名。10ページをご覧ください。「公文書開示請求書」です。請求者は、教育出版(株)九州支社で、目的が教科書作成の参考とするためです。次ページをお開きください。公文書開示決定通知になります。議案第85号と同様に調査研究資料、採択協議会の会議録及び採択スケジュールを開示しています。議案書9ページにお戻りください。提案理由といたしまして、令和5年10月11日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をしました。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものです。ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第86号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第87号 専決処分の報告について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第11。議案第87号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書12ページをお願いします。議案第87号「専決処分の報告について」は、議案第85号及び86号と同様の公文書の開示請求に係る案件で、議案文書は同じですので、省略します。専決第29号「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。令和5年10月24日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条

例第11条第1項の規定に基づき次のとおり決定するものです。令和5年10月26日専決、上天草市教育長名。13ページをご覧ください。「公文書開示請求書」です。請求者は、大日本図書株式会社で、目的が次期、教科書作成の参考とするためです。次ページをお開きください。公文書開示決定通知になります。議案第86号と同様に調査研究資料、採択協議会の会議録及び採択スケジュール等を開示しています。議案書12ページにお戻りください。提案理由といたしまして、令和5年10月24日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をしました。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものです。ご承認いただきますようお願いいたします

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第87号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第88号 専決処分の報告について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第12。議案第88号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書15ページをお願いします。議案第88号「専決処分の報告について」は、議案第85号及び86号、87号と同様の公文書の開示請求に係る案件で、議案文書は同じですので、省略します。専決第30号「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。令和5年10月31日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき次のとおり決定するものです。令和5年11月6日専決、上天草市教育長名。16ページをご覧ください。「公文書開示請求書」です。請求者は、光村図書出版株式会社です。次ページをお開きください。公文書開示決定通知になります。議案第87号と同様に調査研究資料、採択協議会の会議録及び採択スケジュール等を開示しています。議案書15ページにお戻りください。提案理由といたしまして、令和5年10月31日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をしました。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものです。ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第88号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第13 議案第89号 上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定
について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第13。議案第89号「上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書18ページをご覧ください。議案第89号「上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について。上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱を次のように制定するものでございます。第1条に目的として、「上天草市立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域移行に向け、活動時間、活動場所、会費、指導者の確保等の課題に総合的に取り組むため、上天草市中学校部活動地域移行検討協議会を設置する。」としています。第2条に所掌事務として、協議会は、生徒のための部活動の在り方について検討し、熊本県教育委員会の「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」に沿い、市の実態に応じたスムーズな部活動の地域移行を図るため、次の各号に定める事務を行うとしており、具体的には（1）市内の生徒・保護者・教員・指導者等の実態及び要望の把握に関する事、（2）地域移行推進計画の作成に関する事、（3）先行的な地域移行の実施に関する事、（4）指導者の確保・活動内容・活動時間・活動場所等に関する事、（5）会費・保険等の費用面に関する事、（6）上天草市部活動地域移行推進計画の整備に関する事、（7）その他、中学校部活動地域移行の検討に関する事としております。第3条では組織について、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する20人以内で組織するとしており、その内訳としては、（1）生徒の保護者の代表者、（2）市内中学校長、（3）スポーツ・文化協会代表者、（4）総合型スポーツクラブ代表者、（5）スポーツ推進委員、（6）上天草市議会代表者、（7）教育委員会が必要と認める者としており、最後の教育委員会が必要と認める者につきましては、教育委員会学務課の指導主事及び市内中学校に部活動を指導するため、必要に応じ配置されている部活動指導員を想定しています。なお、部活動指導員は、市の会計年度任用職員として雇用されている外部指導者です。第4条には、任期について規定しており、委員の任期を3年間としています。第5条に会長及び副会長について、第6条に会議について、第7条に庶務、第8条に報償等、第9条に雑則を規定しています。附則といたしまして、この要綱は、令和5年11月21日から施行することとし、第1回の会議は教育委員会が招集するとしています。提案理由といたしましては、上天草市立中学校における部活動の適切で持続可能な環境の構築を目指し、部活動の段階的な地域移行の方向性を検討するため、上天草市中学校部活動地域移行検討協議会を設置することから、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○教育委員（千原めぶき君） この協議会委員のメンバーは、どのような方を予定されているのか。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 協議会の委員につきましては、生徒の保護者の代表として、中学校PTA会長代表を1名、市内の中学校長を4名、スポーツ・文化協会代表者として、上天

草市スポーツ協会会長及び上天草市文化協会会長を、総合型地域スポーツクラブ代表者として2名、上天草市スポーツ推進委員より1名、市議会代表者として、文教厚生常任委員長を、その他教育委員会が必要と認めるものとして上天草市部活動指導員及び教育委員会指導主事を予定しております。

○教育委員（山下勝一君） 現在中学校で行われている部活動の種目は、どのようなものがありますか。

○教育審議員（谷上健作君） お答えします。現在、市内中学校で行われている部活動につきましては、サッカー・野球・バレーボール・バスケットボール・軟式テニス・卓球等の運動部活動と吹奏楽部等の文化部活動が行われています。

○教育長（岩崎宏保君） 他に質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第89号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 議案第90号 上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規定の制定について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第14。議案第90号「上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規定の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書22ページをご覧ください。議案第90号「上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規程の制定について」ご説明いたします。本議案は、先ほど承認いただきました議案第90号「上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について」に関連する議案で、同要綱第8条に「協議会委員の活動に関する経費等については別に定める」となっておりますので、その報償等について規程を定めるものです。上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規程の制定について。上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員の報償等に関する規程を次のように制定するものでございます。第1条に目的として、委員の報償等の基準及び金額等について定めることを規定し、第2条には、報償の単価、支給の対象となる会議及び研修等、第3条には費用弁償、第4条に雑則を規定しています。報償単価及び費用弁償については、別表第1、第2にそれぞれ示してあるとおりです。なお、これらの単価につきましては、「上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一般的な委員の報酬単価及び費用弁償を参考としています。附則としまして、本規定は、令和5年11月21日から施行することとしています。提案理由といたしましては、上天草市中学校部活動地域移行検討協議会設置要綱第3条に基づき、上天草市教育委員会が委嘱する上天草市中学校部活動地域移行検討協議会委員について、要綱第8条に関し、必要な事項を定める規程を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第90号は、ただ今ご審議いただき

ましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第91号 上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第15。議案第91号「上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書25ページをご覧ください。議案第91号「上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものでございます。内容につきましては、26ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。第2条の「ただし、市税及び使用料等の滞納がないものとする。」及び第7条第2号の「市税及び使用料等の滞納がないことを証明する書類」を削除します。これにつきましては、PTA連合会が、これらの対象となる団体ではないことから削除するものです。次に、第16条の「この要綱は、最低でも3年毎には見直しを行うものとする。」を削除します。要綱の見直しにつきましては、必要に応じ随時行っているため、削除するものです。次に、別表中の補助金額等の欄の「以内の額」の後に「。ただし、補助金額が1万円未満の場合は補助対象外とする。」を追加し、上部団体の研修や会議に参加する事業の項の「のみ」を「、バス等の借上料」と改め、以降の段落の3つの米印を、それぞれ「1」、「2」、「3」に改めます。25ページにお戻りください。附則といたしまして、この要綱は、令和5年11月21日から施行することとしています。提案理由といたしまして、児童生徒の健全な育成とPTAの生涯学習活動の充実を図るためには、各単位PTA間の連携を充実させ、市P連の効果的な活動を推進させることが重要であり、その活動に即した支援とすべく補助対象経費の見直しを行うため、上天草市PTA連合会活動補助金交付要綱の一部を改正する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第91号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第92号 令和5年度上天草市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第16。議案第92号「令和5年度上天草市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書の29ページをお願いいたします。議案第92号「令和5年

度上天草市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、上天草市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおり作成することとします。令和5年11月20日提出、上天草市教育長名。点検及び評価の報告書については、別冊2をご覧ください。報告書の1ページをお開きください。「1 点検及び評価制度の概要」としまして、まず、(1)の点検評価を実施する目的ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価を行うことが義務付けられました。また、これを議会に提出するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。次に、(2)の点検評価の対象は、令和4年度に実施した教育委員会に属する事業のうち、上天草市第3期教育振興基本計画を推進するために取り組んだ主要な8事業としました。(3)の学識経験者の知見の活用としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、点検評価の客観性を確保するため、担当課が行った点検評価について、10月20日に上天草市教育委員会施策評価懇談会を開催し、次の4名の学識経験者からご意見、ご助言をいただきました。次ページをお開きください。「2 点検及び評価の結果」としまして、点検評価対象事業としました8事業について、3ページから15ページにかけて事業ごとに点検評価シートを作成しています。このシートには、担当課が実施した取組の自己評価結果等に対する学識経験者からのご意見等を記載しています。3ページの事業名(2)道徳性や人権感覚の醸成について、令和4年度の取組として、社会科や道徳科の副読本の活用、総合的な学習の時間を活用したふるさとに関する教育等を実施し、学識経験者の意見として、郷土に根差したものであるが、資料等古くなっているので、改訂を検討しては、や起業家教育やSDGsの取組について市から支援等があるのでありがたい等がありました。4、5ページの事業名(2)基礎的、基本的な知識技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成について、4年度の取組として、基礎学力アップテストやタブレットによるドリルパークの活用。指導力向上推進事業として、経験5年未満の教諭・講師への指導や校内研修推進事業の実施。生きる力推進モデル校として中南小学校からの研究発表などを行いました。意見としましては、子供の活字離れが進んでいるので、幼いうちからの習慣づけが必要や、学校においては朝の読書時間を設けているなどがありました。6ページの事業名(3)児童生徒の安全確保対策の推進について、4年度の取組として、防災教育や交通安全教育の充実、通学路等交通安全プログラムに基づき、関係者による交通安全推進会議を実施し、危険箇所の対策を随時行いました。意見としましては、通学路の安全対策として、行政だけでなく、地域でも見守る必要があるや、自転車のヘルメット着用についての方角性の検討してほしいなどがありました。7、8ページの事業名(2)働き方改革の推進について、4年度の取組として、校長会議に働き方改革の必要性の周知、諸調査の削減、サービス管理等の簡素化、留守番機能付き電話の設置や夏季休業期間中の学校閉庁日の設定などを行いました。意見としては、市長部局も含めた必要最小限の調査にするなどの働きかけは負担軽減につながるや、統合型校務支援システムの導入で校務時間の改善が期待されるなどがありました。9、10ページの事業名(2)教育の機会均等の確保について、4年度の取り組みとしては、就学援助、物価高騰に係る給食費の補助、奨学金の貸与事業を行いました。意見としては、卒業後、奨学金の返還金の一部を助成する五橋奨学金返還助成金の制度や、給食費の一部の補助はありがたい制度である。タブレットの持ち帰りに際し、家庭のWiFi環境の対応依頼等がありました。11、12ページの事業名(1)生涯学習の推進について、4年度の取組として、親の学びプログラム講座の開催や、地域学校協働活動の推進、中央公民館主催事業として講座や教室を実施しました。意見としましては、コロナが収束したことに対する文化活動の実施回数増加や、中央公民館主催事業の内容についてアンケート調査の実施の提案、地域学校協働活動の地域未来塾では子供の良い刺激と教員の働き方改革につながる、などがありました。1

3ページの事業名(1)文化芸術活動の推進について、4年度の取組として、いきいき芸術体験教室の実施や、伝統文化継承支援事業として交付金の交付を行いました。意見としましては、伝統文化活動は高齢化が進み、継承が危惧されるや、伝承団体の発表の機会を創出することで活動が活発になるなどありました。14、15ページの事業名(2)スポーツ施設の活用と整備について、4年度の取組みとして、宝くじスポーツフェア・「ドリームベースボール」の開催や、グラウンド施設等の改修工事に係る設計委託を行いました。意見としましては、中学校の部活動が地域移行となるが、家庭の都合で部活動に参加できないとならないよう検討してほしいや、夏合宿の受入で、高校生など多く見られ、招致活動がうまくいっている、などがありました。16ページから18ページまでには、「3 教育委員会の活動状況」としまして、(1)教育委員の選任状況、(2)教育委員会会議、(3)教育委員の主な活動状況、(4)附属機関の状況について記載しています。なお、この報告書につきましては、市議会12月定例会で提出を予定しています。議案書29ページにお戻りください。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき実施した上天草市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価について、その結果を報告書に作成し、上天草市議会に提出するとともに、公表する必要があることから、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第18号の特に重要な事項に該当するので教育委員会に諮る必要があります。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○教育長(岩崎宏保君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(岩崎宏保君) それでは、お諮り致します。議案第92号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長(岩崎宏保君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 諸報告

○教育長(岩崎宏保君) 次に、日程第17。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「12月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員(谷上健作君) 12月1日及び2日九州中体連関係で、駅伝の九州大会が天草市で開催され、大矢野中学校が参加します。4日第2回上天草市教育支援委員会。5日中央公民館講座「書道教室」が行われます。11日市内校長会議。12及び13日第3回校長ヒアリングを実施いたします。14日いきいき成人大学。20日定例の教育委員会会議。22日が、市内小・中学校の2学期終業式です。25と27日に来年度小学校教科書改訂に伴う教員の年間指導計画作成会議。28日が仕事納めとなります。以上です。

○教育長(岩崎宏保君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(岩崎宏保君) 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

- 教育長（岩崎宏保君） 次に、報告第5「後援名義使用承認の報告について」説明をお願いします。
- 学務課長（宮崎真司君） 「名義後援等の承認について」報告いたします。学務課では、1件ございます。議案書32ページをご覧ください。行事名が「天草吹奏楽団 第28回定期演奏会」で、開催趣旨については記載のとおりです。令和6年2月17日（土）午後6時から天草市民センターで開催されます。主催は、「天草吹奏楽団」で、参加者60人とありますが、吹奏楽団のメンバー等であると思われ、多くの入場者が見込まれます。学務課分は以上です。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 資料33ページをご覧ください。社会教育課から2件報告いたします。1件目は、既に開催されていますが、行事名が「令和5年度企画事業 あませい通学合宿」で開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。11月4日（土）から8日（水）まで、「大矢野町維和地区」で開催されました。主催は、熊本県立天草青年の家で、維和小学校4年生から6年生までの13人が参加したとの報告を受けています。2件目も同様の事業です。行事名が「令和5年度企画事業 あませい通学合宿 今津・教良木・阿村小学校」で開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。12月9日（土）から13日（水）までで、開催場所は「天草青年の家」となっております。主催は、熊本県立天草青年の家で、参加者は今津・教良木・阿村小学校の4年生20人となっております。報告は以上です。
- 教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君） これで、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年第14回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時25分